

県 く 第 476 号
令和 4 年 11 月 2 日

長寿社会課総括課長
障がい保健福祉課総括課長
子ども子育て支援室長 } 様

県民くらしの安全課総括課長

調理師業務従事者届出の周知について（依頼）

このことについて、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 5 条の 2 の規定により、調理業務に従事する調理師は、2 年ごとに就業地の都道府県知事に調理師業務従事者届を届け出なければならないこととされ、今年度は届出年度になっております。

つきましては、今年度の届出受理事務を下記のとおり実施しますので、貴職所管の関係施設（社会福祉施設等の給食施設）に対する周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 届出受理機関

届出者（調理師）の就業地を管轄する県の保健所
ただし、電子申請による場合は、県民くらしの安全課とする。

2 届出受理期間

令和 4 年 12 月 31 日（土）～令和 5 年 1 月 16 日（月）
ただし、保健所窓口への届出期間は、令和 5 年 1 月 4 日（水）～1 月 16 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

3 届出書様式

別紙 1 のとおり

届出用紙は、岩手県ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/chorishi/1060177.html>

「岩手県HP トップページ」>くらし・環境>安全・安心>食の安全・安心>調理師・製菓衛生師>調理師業務従事者届」（「岩手県 調理師業務従事者届」で検索）

4 届出の方法

保健所窓口への提出、郵送又は電子申請

※ 電子申請については、上記 3 のホームページを参照してください。

（令和 4 年 12 月 31 日（土）受付開始）

【担当】食の安全安心担当 鈴木（内 5322）

TEL：019-629-5322 FAX：019-629-5279